

第1章

対象品目の分類をチエック 消費税の軽減税率制度の ポイント

消費税改正の概要

(1) 消費税改正の経緯

民主党政権下の平成24年国会において「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」が成立し、平成26年4月1日から税率8%、1年半後の平成27年10月1日から税率10%への2段階の税率変更が予定されていた。

その後の衆議院選挙によって新たに自民党・公明党の連立与党体制と

2度の延期を経て平成31年(2019年)10月1日から消費税率が10%に改正される。今回の改正では、飲食料品等を対象に軽減税率制度が導入され、4年後の平成35年(2023年)10月1日からは適格請求書等保存方式(インボイス方式)への移行も予定されている。

今回の改正では税率変更だけではなく、その後のインボイス方式や新しい収益認識基準への対応も含めた長期的な視野

でのスケジュールが必要になる。そこで、本稿では、6月に公表された「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する取扱通達」(以下、「インボイス通達」といふ)、「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A」(以下、「インボイスQ&A」といふ)を参考にしながら消費税改正の概要を整理するとともに、企業におけるシステム対応時の留意点について解説する。

なり、自民党の安倍晋三首相は消費税増税の決断を熟考したものの消費税率8%への改正は予定どおり平成26年4月1日に行われた。

安倍首相は、平成27年10月に予定されていた税率10%への引上げの延期を表明し、平成28年国会において軽減税率の導入と平成29年4月1日からの税率10%への引上げを規定した「所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律15号)」(以下、「28年改正法」といふ)を成立させた。

しかし、28年改正法成立直後の平成28年6月に消費税率引上げの再延期が決定され、最終的な消費税率引

上げ時期は平成31年10月1日からとなった。

近年、消費税率改正時期の延期が続いたため、企業としても対応のタイミングを図りかねているところであるが、平成30年6月15日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018」において平成31年10月の消費税率引上げ実現に向けて多くの取組みが挙げられている点からも、今回の税率改正実現の可能性は高いと考えられる。消費税改正のスケジュールを図表1にまとめた。

平成31年10月1日からの軽減税率導入によってわが国の消費税は、従

(図表1) 消費税改正の全体スケジュール

	平成31年 (4年間)		平成35年
	10月1日		10月1日
消費税率	8%		10% (軽減税率8%)
税額計算	請求書等保存方式	区分記載請求書等保存方式	適格請求書等保存方式
仕入税額控除要件	・帳簿および請求書等の保存	・帳簿および区分記載請求書等の保存	・帳簿および適格請求書等の保存
請求書発行要件	・交付義務なし ・不正交付の罰則なし		・登録事業者のみ発行可能 ・交付義務あり ・不正交付に罰則
免税事業者からの仕入れ	・税額控除可能		・税額控除不可 (特例期間あり)
3万円未満の取引	・帳簿の記載のみで税額控除可能		・原則として適格請求書等の保存必要

来の単一税率制度から複数税率制度に移行する。複数税率制度下における適正な課税環境を担保するために軽減税率導入から4年後の平成35年10月1日からは適格請求書等保存方式(インボイス方式)が導入される。

インボイス方式移行までの4年間は、現行の請求書等保存方式に準じた区分記載請求書等保存方式が導入される。

前回の税率8%への改正時と同様に、平成31年10月の税率10%への改正前後の取引については、請負契約